

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和5年5月26日

富山市長 藤井 裕久

1 業務概要

(1) 業務名

富山市都市マスタープラン検討業務委託

(2) 業務内容

別紙「富山市都市マスタープラン検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 発注課

活力都市創造部都市計画課

(4) 履行期限

契約締結日から令和6年3月22日まで

(5) 提案限度額

13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

ア 富山市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。（参加表明書提出時点で競争入札参加資格者名簿登録者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く）

③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、

他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

オ 富山市都市マスタープラン検討業務委託受託候補者選考委員会委員と利害関係を有しないこと。

(2) 履行にあたり必要な要件

ア 体制

本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際して迅速に対応できる体制を有すること。

イ 過去の履行実績

過去5年以内に政令指定都市や中核市のいずれかの地方自治体が発注した都市計画マスタープラン策定業務を元請けとして完了させた業務実績が1件あること、かつ、各種まちづくり計画の策定やまちづくり成果分析を元請けとして完了させた業務実績が1件以上あること。

ウ 責任者の資格、経歴

技術士（建設部門 都市及び地方計画）を有していること。

エ 個人情報保護のために必要な措置

個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は事業所内の情報セキュリティポリシーの策定等）を講じていること。

オ 共同企業体での参加

共同企業体での参加を認める。

カ 再委託

再委託は認めない。ただし、必要がある場合は、あらかじめ再委託の内容を明らかにした書面により所管課との協議を行い、承諾を得ること。

3 日程及び事務手続き

(1) 業務説明資料

ア 交付期間

令和5年5月26日（金）午前10時から同年6月9日（金）午後5時まで

イ 交付場所及び方法

市ホームページよりダウンロードしていただくことで交付します。

(2) 参加表明書等（様式1）、（様式2）及び（様式3）

ア 受付期間

令和5年5月26日（金）午前10時から同年6月9日（金）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

財務部契約課への持参又は郵送若しくはメールにて受け付けます。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、收受を確認するため、送付後に契約課まで電話をお願いします。

(3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知

令和5年6月14日（水）までにメールで通知します。

(4) 質問書（様式4）について

指定した期間内に、「質問書（様式4）」をメールにて契約課へ提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。

ア 受付期間

令和5年5月26日（金）午前10時から

同年6月12日（月）午後5時まで

イ 受付場所

財務部契約課

ウ 回答方法

回答は質問者に対して、メールにて行います。また、質問者の法人名を伏せたうえ富山市ホームページで公表します。

(5) 説明会の開催について

参加予定者に対し、業務内容に関する説明会を実施します。指定した期間内に、「説明会参加申込書（様式7）」をメールにて契約課へ提出してください。なお、参加者は2名以内にしてください。

※説明会への参加の有無が、選定結果へ影響することはありません。

ア 受付期間

令和5年5月26日（金）午前10時から同年5月31日（水）午後5時まで（必着）

イ 受付場所

財務部契約課

ウ 説明会開催予定日

令和5年6月5日（月）または6月6日（火）

エ 通知方法

日時等は、対象者に別途契約課からメールで通知します。

(6) 提案書について

ア 受付期間

令和5年6月14日（水）午前9時から同年6月26日（月）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

財務部契約課への持参又は郵送により受け付けます。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は6月26日（月）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

ウ 提出書類

次の①～⑥について、指定様式又は任意様式（必須事項あり）により、記載してください。

なお、④～⑥については、「仕様書（別紙）」及び「提案書評価基準」中の評価基準番号を参照し、具体的に記載してください。

① 提案書表紙

② 企業等概要（様式5）

③ 同種・類似業務の実績調書（様式6）…評価基準番号1

④ 業務実施体制等（様式任意）…評価基準番号2～4

⑤ 提案内容等（様式任意）…評価基準番号5～10

※プログラムの全体説明に加え、5～10の各評価基準項目について自社の提案におけるアピールポイントを記載すること。

⑥ 見積書（様式指定なし）…評価基準番号11

※業務内容や項目別に積算内訳を記載したもの。

※市民アンケート調査等について、郵送等の方法により実施を検討している場合は、その費用を含むこと。

※事業者選定後、提示金額の範囲内で当該業務を発注するものとする。ただし本市の求めに応じて業務内容を追加した場合はその限りではない。

エ 提出部数

提案書 14部

提案書（概要版） 14部

※別途、①～⑥の電子データ（PDFファイル形式）をメールにて提出すること。

オ 留意事項

- ・ 提案書等には自社名を記載しないこと。また、提案内容から自社名を推測されない内容とすること。
- ・ 提案書に記載する項目名称及び項番は採点が簡便に行えるよう「評価基準」の評価項目、番号を意識した構成とすること。

- ・ 提案書は A4 縦、左とじとし、ページ番号を付してください。必要に応じて、A3 版（横使い、横書き、片面使用）を可としますが、その場合は中折りすること。また、右端に各様式のインデックスを付け、左端をステープラー等でとめること。
- ・ 本市に対して特に訴えたい箇所を取りまとめた提案書（概要版）を 10 ページ以内で提出すること。なお、概要版の各項目の見出しは「評価基準」の評価項目を意識した構成とすること。

(7)一次審査（書類審査）

4 者を超える受託候補者があった場合は、事前審査として、提出のあった提案書にて各委員による書類審査を行い、本審査となるヒアリングに進む 4 者を選定する。なお事前審査の評価項目は本審査の評価項目と同一のものとし、本審査の 1 週間前までに事前審査の結果を各受託候補者に案内するものとする。

(8)本審査（ヒアリング）について

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施します。

ア 実施日時

令和 5 年 7 月 14 日（金）（時間及び場所は別途通知します。）

イ 実施方法

30 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑回答 10 分程度）

ウ 留意点

- ・ プレゼンテーションの際、自らの名称を明らかにしないこと。
- ・ 説明員は 4 名以内とする。契約の相手方となった場合、業務の責任者、担当者となる予定の者からの説明を行うこと。
- ・ プロジェクター、HDMI ケーブル、スクリーン、机、椅子等については本市が用意する。その他必要機器（PC、接続ケーブル類等）については各事業者で準備すること。
- ・ プレゼンテーションの内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配布、投影は認めない。

(9)選定方法・結果の通知について

ア 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価します。評価基準・項目・配点は別添「評価基準」のとおりです。

イ 最低選定基準点

全審査員の合計点数 750 点のうち 450 点

ウ 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果をメールで通知します。

なお、実施結果については、結果通知後に参加者の名称を富山市ホームページで公表します。

参加者数が 2 者以下であった場合、各参加者の得点が公表されますのでご注意ください。

4 選考委員会委員職氏名

委員長 富山市副市長 美濃部 雄人

副委員長 活力都市創造部長 深山 隆

委員 企画管理部次長 刑部 博規

委員 富山大学教授 久保田 善明

委員 東北大学教授 姥浦 道生

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑤実施要領の内容を遵守しない場合
- ⑥その他選考委員会が不適合と認める場合

6 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (3) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託候補者に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(担当) 財務部契約課物品契約係

(電話) 076-443-2024

(メール) keiyaku-01@city.toyama.lg.jp